

『きょうと食育ネットワーク』 食育マスコットキャラクター愛称募集要項

1 趣 旨

きょうと食育ネットワークでは、広報・啓発等に活用でき、会員の食育活動を子どもから大人まで幅広く親しみやすいものとするため、京都の食育マスコットキャラクターのデザインを募集し、ご覧の作品に決定しました。

そこで、このキャラクターの親しみやすい愛称を募集します。

2 主 催 きょうと食育ネットワーク

3 募集内容

(1) 募集内容

キャラクターの親しみやすい愛称を募集します。



(2) 応募資格

府内に居住している方又は通勤・通学している方

(3) 応募条件

一人何点でも応募できます。

応募作品は、未発表のオリジナル作品に限ります。

公序良俗その他法令の定め反するもの、誹謗中傷を含むもの、著作権その他第三者の権利を侵害しているものは、審査の対象外になります。また、採用決定後であっても、これらの条件に違反していたことが判明した場合、採用は無効となります。

(4) 応募方法

応募様式は自由です。

(1)愛称(ふりがな)(2)愛称の簡単な説明(3)郵便番号(4)住所(5)氏名(6)電話番号(7)年齢(8)府外に居住している方は通勤・通学先を明記の上、郵送、FAX又はEメールで応募してください。

応募の際に記載いただいた個人情報は、キャラクター愛称募集の目的にのみ使用します。

Eメールの場合、件名を『食育マスコットキャラクター愛称応募』としてください。上記以外の件名の場合、受け付けられない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

応募にかかる費用は、応募者で御負担ください。

4 募集期間

平成19年10月26日（金曜）まで【必着】

5 審査及び発表

厳正な審査により、最優秀作品1点（採用作品）を選考いたします。

選考結果については、平成19年11月上旬を目途にご本人に通知するとともに、ネットワークのホームページで公表します。

ただし、決定した愛称に複数の応募者があった場合には、表彰する1名を抽選で決定させていただくことについて、あらかじめ御了承願います。

6 表彰

最優秀作品については、賞状及び副賞を贈呈します。表彰式は、平成19年11月17日（土曜）を予定しております。

7 作品の取扱い

（1）応募作品は返却いたしません。

（2）採用された作品の著作権その他の一切の権利は、きょうと食育ネットワークに帰属するものとします。

8 応募及び問い合わせ先

きょうと食育ネットワーク事務局（京都府食の安心・安全プロジェクト内）

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話 : 075-414-5652

ファックス : 075-414-4939

E-mail : nosei@pref.kyoto.lg.jp

<参考> 「きょうと食育ネットワーク」ホームページ

<http://www.pref.kyoto.jp/shokuiku/network.html>